

# 地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令について

平成 29 年 7 月  
環境省大臣官房秘書課

## 1. 改正の背景

今般、環境省組織令を一部改正し、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部と放射性物質による環境の汚染の対処に係る関係部署を統合し、新たに環境再生・資源循環局を設置するとともに、福島県を管轄区域とする新たな地方支分部局として福島地方環境事務所を置くこととしている。

これに合わせ、所用の措置を行うもの。

## 2. 主な改正事項

- 東北地方環境事務所に置かれる保全統括官一名を廃止
- 東北地方環境事務所の一部の課の福島地方環境事務所への移管
- 庶務課、企画課及び経理課の所掌事務の設定
- 福島地方環境事務所の設置に伴う管轄区域の特例の設定 等

## 3. 施行期日等

公布・施行：平成 29 年 7 月 14 日（環境省組織令改正の施行と同日）

※ 一部の規定について、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）の施行の日から施行（調整規定・8 月予定）